



## 「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会報告書」について

予防課

### 第1 はじめに

消防庁では、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、貯水施設、排水処理施設及び発酵槽における消防用設備等の特例基準について、安全の確保を前提に、「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」（以下「検討部会」という。）において検討を行った。

このことについて、先般、報告書がとりまとめられたことから、以下、主な内容について紹介する。

### 第2 検討の背景

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）では、畜舎に関する規制の見直しとして、「農林水産省は、（中略）新制度における「畜舎等」の対象に、畜産業の用に供する農業用機械や飼料・敷料の保管庫等を追加することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。」とされ、「総務省は、上記の結論を踏まえて、必要に応じて消防法に基づく規制の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。」とされた。

また、規制改革推進に関する中間答申（令和4年12月22日規制改革推進会議決定）では、畜舎に関する規制の見直しとして、「農林水産省は、（中略）畜舎特例法に基づく新制度（以下「新制度」という。）における「畜舎等」の対象に、畜産業の用に供する倉庫、車庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽等（以下「畜産業用倉庫等」という。）を追加し、あわせて、防火に係る技術基準を利用実態に即して建築基準法（昭和25年法律第201号）の基準より緩和することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。」とされ、「総務省は、新制度の見直しの検討の結論を踏まえ、畜産業用倉庫等の利用実態に即した消防用設備等の特例基準について、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、検討の結果、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく規制を見直す場合には、事業者に混乱が生じないように、新制度の見直しと可能な限り同時期に当該見直しを行うため、必要な措置を講ずる。」とされた。

これらを踏まえ、「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として検討部会を開催し、畜舎等における消防用設備等の特例基準について検討したものである。

<検討部会部会員（◎：部会長）>

（敬称略、五十音順）

國重 慎二	第一総合法律事務所弁護士
倉岡 健一	大隅肝属地区消防組合消防本部予防課長
河野 守	東京理科大学理工学研究科国際火災科学専攻教授
坂本 修三	一般社団法人日本養鶏協会
◎関澤 愛	東京理科大学総合研究院・火災科学研究所教授
竹延 哲治	一般社団法人日本養豚協会代表理事会会長代行
中野 聡範	盛岡地区広域消防組合消防本部予防課長
中林 正悦	全国肉牛事業協同組合理事長
三浦 啓	北海道建築士事務所協会副会長
水木 慶一	とちぎ広域消防事務組合とちぎ広域消防局予防課長

<オブザーバー>

全国消防長会
国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付
農林水産省畜産局企画課

### 第3 検討の対象とする施設

畜舎と一体的に建築及び利用される畜産業用倉庫、畜産業用車庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）における「畜舎等」の対象となっていなかったところであるが、規制改革実施計画を踏まえ、農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省令第3号。令和5年4月1日施行。）により、「畜舎等」の対象に畜産業用倉庫、畜産業用車庫、貯水施設及び発酵槽を追加することとされた。また、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行について（技術的助言）」（令和4年3月7日付け畜産第1470-1号、国住指第1460-2号、国住街第196-2号）の改正により、排水処理施設を「畜舎等」の対象である「家畜排せつ物を処理するための施設」として取り扱うこととされた（令和5年4月1日施行）。

これを踏まえ、本検討部会では、畜舎と一体的に建築及び利用される次の施設について、その利用実態に即した消防用設備等の特例基準の検討を行った。

	実態	実態調査の結果を踏まえた消防法令上の取扱い
保管庫 	飼料（牧草など）、敷料（わらなど）、家畜排せつ物の処理や保管に必要なもの（もみ殻、おがくずなど）、堆肥や肥料、農業用トラクターなどの車両や当該車両の燃料などが保管される。	利用実態を踏まえると、保管される物資等が次の①～⑪に掲げる物資等に限られているものについては、令別表第一（15）項に掲げる防火対象物として取り扱うべきである。 ① 飼料 ② 敷料 ③ 飼育ケージ、動物用医薬品その他の家畜の飼養管理に必要なもの ④ 肥料、農薬その他の飼料の生産に必要なもの ⑤ もみ殻、おがくずその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要なもの ⑥ 消毒薬、消毒設備（消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備をいう。）その他の家畜の伝染性疾病の発生予防又はまん延防止に必要なもの ⑦ 畜舎等又はその設備の維持に必要な資材又は工具 ⑧ 農業用トラクター、トラクターショベルその他の畜産経営に必要な車両 ⑨ ⑧に掲げる車両の燃料（消防法（昭和23年法律第186号）第9条の4に定める指定数量の5分の1未満のものに限る。） ⑩ ⑧に掲げる車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具 ⑪ ⑧に掲げる車両にけん引される農業用機械器具
排水処理施設 	高水分の家畜ふん尿を処理するための機械が設置される施設であり、雪・雨避け、凍結・劣化防止などの目的で、当該機械を覆う上屋が設けられる。	利用実態を踏まえると、一般的な機械室に該当する防火対象物と同程度の火災危険性であると考えられることから、令別表第一（15）項に掲げる防火対象物として取り扱うべきである。
貯水施設 	給水クッションタンクとして、貯水タンクが設置される施設であり、地域等の事情によっては、雪・雨避け、凍結・劣化防止などの目的で、当該貯水タンクを覆う上屋が設けられる。	

発酵槽 	生ふん尿を「嫌気発酵」させるための機械が設置される施設であり、地域等の事情によっては、雪・雨避け、凍結・劣化防止などの目的で、当該機械を覆う上屋が設けられる。
---	---

#### 第4 特例基準の対象とする条件

現行の畜舎等における消防用設備等の特例基準では、畜舎、堆肥舎及び関連施設（搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設）で防火上、避難上、延焼防止上の一定の要件を満たすものは、屋内消火栓設備などの消火設備や警報設備、避難設備といった消防用設備等を原則不要とする特例基準の対象としている。

検討部会における検討の結果、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、貯水施設、排水処理施設及び発酵槽についても、次に掲げることを条件として、畜舎等における消防用設備等の特例基準の対象に追加すべきであるとされた。

#### <求める条件>

- 防火上及び避難上支障がないこと。（例：平屋建て、不特定多数の利用がないもの）
- 周囲の状況に関し延焼防止上支障がないこと。（例：周囲6メートル以内に建築物又は工作物が存しないもの）
- その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同一であること。
- 畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫については、保管される物資等が次の①～⑪に掲げる物資等に限られるものであること。また、次の①～⑦に掲げる物資を保管する部分と次の⑧に掲げる車両を保管する部分とを間仕切壁又は戸によって隔てること。



- ① 飼料
- ② 敷料
- ③ 飼育ケージ、動物用医薬品その他の家畜の飼養管理に必要なものの
- ④ 肥料、農薬その他の飼料の生産に必要なもの
- ⑤ もみ殻、おがくずその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要なもの
- ⑥ 消毒薬、消毒設備（消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備をいう。）その他の家畜の伝染性疾患の発生予防又はまん延防止に必要なもの
- ⑦ 畜舎等又はその設備の維持に必要な資材又は工具
- ⑧ 農業用トラクター、トラクターショベルその他の畜産経営に必要な車両
- ⑨ ⑧に掲げる車両の燃料（消防法（昭和23年法律第186号）第9条の4に定める指定数量の5分の1未満のものに限る。）
- ⑩ ⑧に掲げる車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具
- ⑪ ⑧に掲げる車両にけん引される農業用機械器具

ろ。

今後、パブリック・コメントの内容を踏まえ、必要な対応を行っていくこととしている。

（参考）

「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会報告書」

[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/post-124.html](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-124.html)

（以上）

## 第5 各消防用設備等の特例基準の内容

新たに特例基準の対象に追加すべきであるとされた、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、貯水施設、排水処理施設及び発酵槽における消防用設備等の特例基準の内容については、次のとおり。

### （1）保管庫

屋内消火栓設備などの消火設備や警報設備、避難設備といった消防用設備等を原則不要とすべきであるとされた。

ただし、保管庫で3,000 m<sup>2</sup>を超えるものについては、火災初期の段階を過ぎた場合の火災拡大の危険性や消火の困難性に鑑み、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備\*及び消防用水を原則どおり設置すべきであるとされた。

※ 屋外消火栓設備の有効範囲内の部分については、屋内消火栓設備の設置を要しないこととすべきであるとされた。また、動力消防ポンプ設備を設けた場合は、その有効範囲内の部分について、屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の設置を要しないこととすべきであるとされた。

### （2）貯水施設、排水処理施設及び発酵槽

屋内消火栓設備などの消火設備や警報設備、避難設備といった消防用設備等を原則不要とすべきであるとされた。

## 第6 おわりに

ここまで、畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会報告書について、その主な内容等を概観した。

消防庁では、報告書の内容を踏まえ、令和5年3月30日から4月28日までの間、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）の一部を改正する省令（案）及び畜舎等の基準の特例の細目（令和4年消防庁告示第2号）の一部を改正する告示（案）について、意見公募（以下「パブリック・コメント」という。）を実施したとこ